

長崎県立大学広報戦略委員会規程

〔平成20年4月1日〕
規程第4号

改正 平成27年3月3日規程第11号

改正 平成28年3月1日規程第15号

改正 平成30年2月6日規程第10号

(設置)

第1条 長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第14条の規定に基づき、長崎県立大学に広報戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正[平成27年規程第11号]

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学広報の基本方針に関する事項
- (2) 戦略的広報の企画立案に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広報活動に関し必要な事項

(意見)

第3条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成27年規程第11号]

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部から選出された教員 各1人
- (3) 大学事務局長
- (4) シーボルト校事務局長
- (5) 学生支援部長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者

一部改正[平成30年規程第10号]

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(報告)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

追加[平成27年規程第11号]

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画広報課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

改正 平成28年3月1日規程第15号

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第2号の規定は適用しない。

附 則(平成27年3月3日規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月1日規程第15号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月6日規程第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。